

下関市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等の
手続き等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）並びに下関市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業のうち指定事業者により行われる介護予防・生活支援サービス事業（以下「指定第1号事業」という。）の指定事業者の指定等の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 実施要綱第15条第1項に規定する申請は、下関市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者（指定・指定の更新）申請書（様式第1号）に関係書類を添付して行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定に基づき、指定の適否を審査するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、指定事業者の指定を行うときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第3条 指定事業者は、当該指定に係る次の各号に掲げる事項に変更があったときは、下関市介護予防・日常生活支援総合事業指定事項等変更届（様式第2号）により、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名

(3) 登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

(4) 事業所の平面図及び設備

(5) 事業所の管理者の氏名及び住所

(6) サービス提供責任者又は訪問事業責任者の氏名及び住所（第1号訪問事業に係る指定事業者に限る。）

(7) 運営規程

(8) 事業に係る第1号事業支給費の請求に関する事項
(廃止又は休止の届出等)

第4条 指定事業者は、当該指定に係る指定第1号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、下関市介護予防・日常生活支援総合事業 事業（廃止・休止）届（様式第3号）により、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現にサービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 指定事業者は、前項の規定により指定第1号事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該指定第1号事業のサービスを受けていた者であって、当該廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定第1号事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な指定第1号事業のサービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センター（実施要綱第5条第3項後段の規定により再委託を受けた居宅介護支援事業者を含む。）その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（再開届）

第5条 指定事業者は、休止した当該指定に係る指定第1号事業を再開したときは、下関市介護予防・日常生活支援総合事業事業再開届（様式第4号）により、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（指定の更新の申請）

第6条 実施要綱第16条第4項に規定する指定の更新の申請は、下関市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者（指定・指定の更新）申請書に係る書類を添付して行うものとする。この場合において、既に本市の指定事業者の指定を受けている事業者が、同種の指定第1号事業の指定の更新を受けよ

うとする場合において、届出事項に変更がないときは、関係書類のうち市長が定めるものの添付を省略することができる。

2 前項の場合において、当該申請を行う指定事業者が実施要綱第16条第1項ただし書の規定による有効期間の短縮を求めるときには、指定有効期間の短縮申出書（様式第5号）を提出するものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合は、法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第2項の規定に基づき、指定事業者の指定の更新の適否を審査するものとする。

4 市長は、前項の規定による審査の結果、指定事業者の指定の更新を行うときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

（指定の取消等）

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

（事業者情報の公表及び提供）

第8条 市長は、前6条の規定による指定又は届出の受理等をしたときは、当該指定又は届出の受理等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、山口県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、これを提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他市長が適当と認める事項

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等の手続き等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行前においても、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。